

## 登園届（保護者記入）

箕面保育園 園長殿

児童名 \_\_\_\_\_

生年月日 H・R 年 月 日 生まれ

【罹患した感染症に○をしてください】

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	専用の届け出用紙に記入してご提出ください
新型コロナウィルス	
伝染性膿痂疹（とびひ）	
アタマジラミ症	
お腹の風邪・急性胃腸炎 感染性胃腸炎・ウィルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウィルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
風疹	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
手足口病	発熱や口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗生物質製剤による5日間の治療が終了していること
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
その他 ( )	医師の意見を聞き、集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診) において  
 症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より  
 登園いたします。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

## ※保護者の皆さんへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、おおむねお休みする期間を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。